

沼企第452号
令和4年3月9日

(差し込み) 様

沼田市地域公共交通会議
会長 五十嵐 靖男

第4回沼田市地域公共交通会議の開催について（書面協議）
[令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について]

平素より当会議の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画につきましては、令和3年6月2日に策定し、令和3年10月1日から令和4年9月30日までを事業期間として実施しているところですが、令和4年3月25日から補助対象路線である沼須線の運行形態を変更することから、本計画についても変更いたします。

協議については、第3回の会議の中でお伝えしたとおり、書面開催といたします。

つきましては、別紙により賛否についてご回答くださいますようお願ひいたします。

記

1. 協議内容について

令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

2. 回答について

別紙回答書により、3月17日（木）までに下記FAXまたはメールアドレス宛に送付ください。

沼田市地域公共交通会議事務局
企画政策課政策推進係 杉木
電話 0278-23-2111 (内線: 4034)
FAX 0278-24-5179
E-mail sugiki-t@city.numata.lg.jp

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

(策定年月日) 令和4年3月17日

(自治体名称) 沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称

沼田市フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

沼田市では公共交通の確保のため、現在10路線の路線バスについて、事業者に委託し、運行している。（愛称：ぬまくる）平成27年度に地域医療の中核を担う利根中央病院が公共交通空白地域に移転したことから、本計画の対象となっている沼須線を新設した。これにより、これまで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。

沼須線は、利根中央病院をはじめとする複数の医療機関を経由する経路を運行しており、市委託路線バス10路線の中では利用者数、収支率ともに上位の路線である。移動手段を持たない交通弱者の通院など、移動機会の確保に欠くことのできない路線となっており、片品村へ通じる路線バス鎌田線、みなかみ町へ通じる路線バス猿ヶ京線及びJR上越線と接続している。

以上のことから、沼須線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

また、令和4年3月25日から、沼須線を含む10路線すべてのぬまくるの運行再編を行い、日中の区域運行を導入することとした。これにより、ぬまくるの利用促進また、市内を3エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。持続可能な公共交通網の形成を図るために、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

当該地域内フィーダー系統の目標を次のとおり設定する。

1. 輸送容量（1日に輸送できる旅客数の合計）

沼須線は沼田駅～利根中央病院を1日あたり往復7.5便運行している。運行車両については、運転手を除く定員は13名である。以上のことから、移動機会を確保するため、下記の1日あたりの輸送容量を確保する。

$$13\text{人} \times 7.5\text{便} \times 2 = 195\text{人}$$

2. 1日当たりの乗車人数

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1日当たりの乗車人数

$$(7,122\text{人}/245\text{日}) \approx 29\text{（人/日）}$$

新型コロナウィルス感染症の影響が見通せないため、現状維持を目指す。

3. 収支率

運行事業者に運行経費の概算を依頼。

・年間収益見込み 1,021,538円

・概算運行経費 7,296,365円

$$(1,021,538\text{円}/7,296,365\text{円}) \times 100 = 14.0\%$$

委託路線の中でも利用実績が上位であることから運行を継続し、概算以上の収支割合を目指す。

4. 利用者数合計

令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）のぬまくる年間利用者数を数値目標とし、

令和4年度におけるデマンド運行及び路線定期運行の合計利用者数と比較する。

目標数値：38,961人

(2) 事業の効果

- ・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。
- ・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。
- ・令和4年3月25日運行開始のデマンド運行に伴い、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 事業

- ・主な利用目的地である病院や駅に時刻表等を配布し、利用促進を図る。
- ・バスの乗り方教室を開催する。
- ・アンケート結果を基に、経路や運賃の見直しを検討する。
- ・車両デザインを刷新したので、プロモーションに力を入れ、利用促進につなげる。
- ・沼須線に限らず、市内を運行する路線バスが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底していることの周知に努める。

(2) 実施主体

- ・沼田市及び、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

別添時刻表のとおり (令和3年10月1日から令和4年3月24日まで)

午前9時から午後5時まで（令和4年3月25日から令和4年9月30日まで）

3. 予定している運行期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日 24日（土日祝日を除く）

令和4年3月25日から令和4年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和4年10月1日から令和5年9月30日の平日及び土曜日（土日祝日を除く）（日曜日及び祝日を除く）

令和5年10月1日から令和6年9月30日の平日及び土曜日（土日祝日を除く）（日曜日及び祝日を除く）

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

沼須線は沼田駅と沼田市保健福祉センター前を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ、他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

ぬまくる（デマンド運行）はテラス沼田、浄水場及び下街道を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年5月24日	沼田市地域公共交通会議を実施。(書面開催)
令和3年6月 2日	沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について承認。
<u>令和4年1月17日</u>	<u>令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意。</u>
<u>令和4年2月10日</u>	<u>ぬまくるの区域運行実施等について合意。</u>
<u>令和4年3月 9日</u>	<u>令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議。</u>
<u>令和4年3月17日</u>	<u>令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意。</u>

21. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県沼田市下之町888番地
 (所 属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係
 (氏 名) 杉木貴和
 (電 話) 0278-23-2111
 (e-mail) sugiki-t@city.numata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			変更後
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	
沼田市	関越交通株式会社	(1) 沼田駅～利根中央病院 (申請番号1) R3.10.1～R4.3.24	沼田駅	沼田市保健福祉センター前・ 沼須	利根中央病院	往 8.4km 復 8.4km	119日	892.5回		路線定期運行	①	沼田駅バス停、沼田市保健福祉センター前バス停を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線及び猿ヶ京線と接続	③
	関越交通株式会社	(2) デマンドバスA R4.3.25～R4.9.30		旧沼田市内		往 km 復 km	155日	8,680回		区域	①	沼田駅バス停、浄水場バス停を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線及び猿ヶ京線と接続	③
	関越交通株式会社	(3) デマンドバスB R4.3.25～R4.9.30		白沢町及び利根町南部		往 km 復 km	155日	2,170回		区域	①	塩の井バス停を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線と接続	①
	株式会社老神観光バス	(4) デマンドバスC R4.3.25～R4.9.30		利根町北部		往 km 復 km	155日	2,170回		区域	①	下街道を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線と接続	①
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

沼企第473号
令和4年3月18日

沼田市地域公共交通会議委員 各位

沼田市地域公共交通会議
会長 五十嵐 靖男

第4回沼田市地域公共交通会議の書面による協議結果について

令和4年3月9日付け沼企第452号により書面による協議を実施した第4回沼田市地域公共交通会議の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

協議内容及び取りまとめ結果

令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

承認 13／14

棄権 1／14

上記の結果、全委員14名中過半数を上回る委員の承認を得られたことから、沼田市地域公共交通会議設置要綱第4条第6項の規定により、原案のとおり決定されました。

沼田市地域公共交通会議事務局
企画政策課政策推進係 杉木
電話 0278-23-2111 (内線: 4034)
FAX 0278-24-5179
E-mail sugiki-t@city.numata.lg.jp